解説





「金融商品取引法における 課徴金事例集~不公正取 引編~」の公表について

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課 課長補佐

カ だ まこと **新 田 首**

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課国際取引等調査室 課長補佐

北澤 千弘

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を使命とし、すべての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場を目指して、その職務の遂行に当たっている。その一環として、風説の流布・偽計や相場操縦、インサイダー取引といった不公正取引について事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査(取引調査)を実施しており、その結果、市場の公正性を害するような法令違反が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っている。

令和 4 年度においても、証券監視委は、不公正取引の疑いがあるものに対して厳正な調査を実施し、法令違反が認められたものについて、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を14件行った。(※インサイダー取引、相場操縦及び偽計に係る課徴金勧告の年度別件数、課徴金額は次頁の図表 1 参照)

今回紹介する「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」(以下「事例集」という。)は、証券監視委が、市場利用者に課徴金制度への理解を深めていただくため、また、不公正取引の未然防止という観点から、金融商品取引法(以下「法」という。)違反となる不公正取引に関し勧告を行った事案の概要を取りまとめ、事例として紹介するものであり、令和5年6月30日に公表したところである。

今般の事例集においては、引き続き、すべての市場利用者がルールを守るための参考と なるよう、

- (1) 勧告事案を分析した上で、それぞれの取引事例の特徴等をできるだけ記載する
- (2) 見やすさ、分かりやすさを重視し、1事例を見開き頁で掲載するほか、相場操縦についてはグラフ、表及び株価チャート等を活用し、複雑化する取引手法の可視化に努める
- (3) 「監視委コラム」には、市場利用者の関心が高いと思われるテーマや、証券監視委から市場利用者に特に伝えたいテーマを選ぶなど、内容をより充実させるなどの工夫を行った。

本稿では、令和 4 年度(令和 4 年 4 月~令和 5 年 3 月)に勧告したインサイダー取引事案、調査の過程で把握された上場会社のインサイダー取引管理態勢の問題点、相場操縦事案等について簡単にその特色を記載し、個別事例やコラムについても紹介する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

インサイダー取引規制によ る課徴金勧告事案の特色

令和4年度の勧告件数は8件(6 事案)であり、前年度の6件(6事案) から微増となった。1事案で2件の勧告 を行った事案は2事案あった。

令和4年度の課徴金額の合計は 809万円で、前年度(5,557万円)に比 べ大幅に減少し、平均課徴金額も、過去 2番目に少額となっている。

令和4年度については、クロスボー ダー取引によるインサイダー取引に係る 勧告事例はなかったものの、世界経済の グローバル化が著しく進展する中、国境 を越えたインサイダー取引が疑われる事 例が引き続き散見されており、複数の事 案の調査を継続している。

証券監視委としては、このようなクロス ボーダー取引によるインサイダー事案に 対して、海外当局との緊密な連携強化を 図りながら、より一層、適正・厳正に対処 していく方針である。

上場会社におけるインサイ ■ ダー取引管理態勢の状況に ついて

事例集では、インサイダー取引の未然 防止に役立つよう、証券監視委が各年 度の勧告事案の調査の過程で把握し た、上場会社等のインサイダー取引管理 態勢の状況等を記載している。

今般の事例集では、令和3年度及び 令和4年度の勧告事案のうち、上場会 社等の役職員が関係したインサイダー取 引事案10件について、当該上場会社等 におけるインサイダー取引管理態勢の状 況を整理した上、以下のポイントからその 概要を取りまとめた(次頁の図表2)。

① インサイダー取引防止規程の不備 等

図表 1 課徴金勧告件数と課徴金額の推移

		勧告件数(件)・課徴金額(万円)								
年	度			インサ	イダー取引	相	相場操縦		偽計	
		件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	
17	7	4	166	4	166	0	0	0	0	
18	3	11	4,915	11	4,915	0	0	0	0	
19	9	16	3,960	16	3,960	0	0	0	0	
20)	18	6,661	17	5,916	1	745	0	0	
21	1	43	5,548	38	4,922	5	626	0	0	
22	2	26	6,394	20	4,268	6	2,126	0	0	
23	3	18	3,169	15	2,630	3	539	0	0	
24	4	32	13,572	19	3,515	13	10,057	0	0	
25	5	42	460,806	32	5,096	9	46,105	1	409,605	
26	5	42	56,334	31	3,882	11	52,452	0	0	
27	7	35	19,183	22	7,550	12	10,409	1	1,224	
28	3	51	37,140	43	8,979	8	28,161	0	0	
29	9	26	16,896	21	6,083	5	10,813	0	0	
30)	33	41,210	23	3,665	7	37,340	3	205	
1		29	28,008	24	24,073	5	3,935	0	0	
2		14	43,044	8	4,161	6	38,883	0	0	
3		12	10,287	6	5,557	6	4,730	0	0	
4		14	6,891	8	809	6	6,082	0	0	
合	計	466	764,185	358	100,147	103	253,004	5	411,034	

- (注1)「年度」とは当年4月~翌年3月をいう(図表2において同じ)。
- (注2) 「課徴金額」は1万円未満を切り捨てたものであるため、「合計」の課徴金額が一致しない ことがある。
- ② 社内における情報管理の不備等
- ③ 自社株売買管理の不備等
- ④ 社外への職務上必要なインサイ ダー情報の伝達時の対応
- ⑤ 社外への職務上不要なインサイ ダー情報の伝達
- ⑥ 取引推奨
- ⑦ インサイダー取引防止のための研 修等の実施状況
- ⑧ その他

上場会社においては、認識不足・理解 不足等によるインサイダー取引を防止す るためにも、日常的に、自社のインサイ ダー取引管理態勢に不備等がないか確 認、検証していくことが重要である。

一方で、どんなに社内規程を整備し、

周知しても、役職員一人一人の規範意識 が低ければ、意図的なインサイダー取引 を防止することは困難である。そのため、 インサイダー取引の防止研修等において は、単に法令や禁止事項の説明にとどま らず、証券監視委の勧告事例や事例集 における記載等も活用の上、

- 少額の取引や知人や友人・同僚に 依頼した借名取引であっても、インサイ ダー取引として取り締まりの対象となる
- インサイダー取引が行われると、違 反行為者だけではなく、インサイダー情 報の決定・発生経緯、社内における情 報の伝達状況等を調査するために、上 司、同僚、部下までもが証券監視委に

図表 2 令和 3 年度及び令和 4 年度勧告事案における上場会社のインサイダー取引管理態勢

	社内				社外			
概要	規程の不備等	情報管理の不備等	売買管理の不備等	職務上 必要な 伝達	職務上 不要な 伝達	情報 伝達 違反	取引 推奨 違反	研修等 実施状況
A社の役員が 取引			違反行為者は借名 口座で取引					実施していない ※新任執行役員の就 任時にインサイダー取 引防止規程等を配付、 四半期毎に社内電子 掲示板でインサイダー 取引の注意喚起
B社の役員が 取引	売買管理の記載なし		売買管理の仕組み なし					職員に対し入社時に 実施 役員に対しては実施し ておらず
C社の役員が 取引								役職員に対し毎年実施 (当該役員は受講対象 者となっておらず)
D社の社員が 取引及び親族 らに伝達、推奨		正式な伝達の前に 頭出しで伝達	違反行為者は借名 口座で取引		√		✓	役職員に対し毎年e ラーニング形式で実施
E社の役員が 知人に伝達	取引推奨規制の記載なし	役員自らが伝達			√			役職員に対し年1回e ラーニング形式で実施
F社の社員が 知人に伝達	取引推奨規制の記載なし				√	√		入社時のみ実施
G社の社員が 取引先に伝達					V			役職員に対し年1回e ラーニング形式で実施 (当該社員は直近の研 修未受講)
H社の社員が 親族に伝達	取引推奨規制の記載なし	インサイダー情報の 保管・管理方法につ いて具体的な決まり がない	J-IRISS未登録		V			職員に対し入社時と不 定期で持株会勧誘時 に実施
l社の社員が 親族に伝達	取引推奨規制の記載なし				1			部署や階級で対象者を 区分した研修を不定期 に実施
J社の社員が 知人に推奨	取引推奨規制の記載なし	インサイダー情報の 保管・管理方法につ いて具体的な決まり がない					√	実施しておらず

よる調査の対象となり、また、取引先へ 伝達した場合には、取引先も調査の対 象となること

- 課徴金といった処分以外にも、社内 規程等に基づく処分が下されることが あること
- インサイダー取引による利得額を上 回る課徴金を課されている事例がある こと

など、インサイダー取引によって失うもの が決して小さくないことについて、全役職 員に分かりやすく説明し、理解させること が有効であると考えられる。

研修等には一定の費用や時間などの 各種コストがかかるものの、自社の役職員 がインサイダー取引を行い、又はこれらの 取引に関与することとなった場合には、当 該会社の管理態勢等について投資者や 消費者から厳しい目が向けられ、結果とし て、市場からの信頼も失う事態となる可 能性が高い。

上場会社においては、インサイダー取 引から役職員を守ることが、結果として自 社を守ることにもつながるとの意識を持っ て、実効性のある社内規程の整備、役職 員への周知徹底を図りながら、インサイ ダー取引防止に努めることが重要で ある。

相場操縦規制による課徴金 勧告事案の特色

令和4年度の勧告件数6件(個人 5件、法人1件)は、前年度(個人5 件、法人1件)と同件数であった。課徴 金額合計6.082万円は、前年度の 4,730万円を上回り、平均課徴金額も 1,014万円と前年度(788万円)から増 加した。

証券監視委は、様々な調査手法により 事案の全体像の把握に努めており、その 結果相場操縦行為が確認された事案に ついては、適正・厳正に対処している。

偽計等に関する規制につい

(1) 規制の趣旨

有価証券の売買等のため、又は相場 の変動を図る目的をもって風説を流布し、 偽計を用い、又は暴行や脅迫をするよう な行為は、市場の信頼性・健全性を阻害 し、かつ、一般投資家に不測の損害を与 える可能性が生じるため、法で禁止され ている。

(2) 証券監視委からのメッセージ

直近では平成30年度に、真実の需給 バランスに基づいた第三者の取引を排除 するために、特殊見せ玉^(注)を発注して虚 偽の需給バランスを作出し、引け直前に 約定を回避して高値(安値)で売り抜ける (買い戻す)という事案が複数認めら

こうした行為は、真実の需給バランス を知る違反行為者のみがその利益を得 られる一方、事情を知らない他の投資者 の取引の機会を奪う不公正なものである ことから、法第158条「偽計」を適用して 課徴金勧告を行った。

今後も同様又は類似の行為が行われ た場合には、証券監視委は引き続き厳正 に対処する。

(注) 例えば、他の投資者が引成買い注文を 発注している銘柄を見つけ出し、約定させ る意思のない引成売り注文を発注し、買 い側と売り側の引成注文の発注株数が同 程度である引けの発注状況を作出するこ とで、他の投資者の売買を排除しようとす る注文のこと。他の投資者の売買を誘引 する目的で行われる一般的な見せ玉とは 異なる。

個別事例の概要

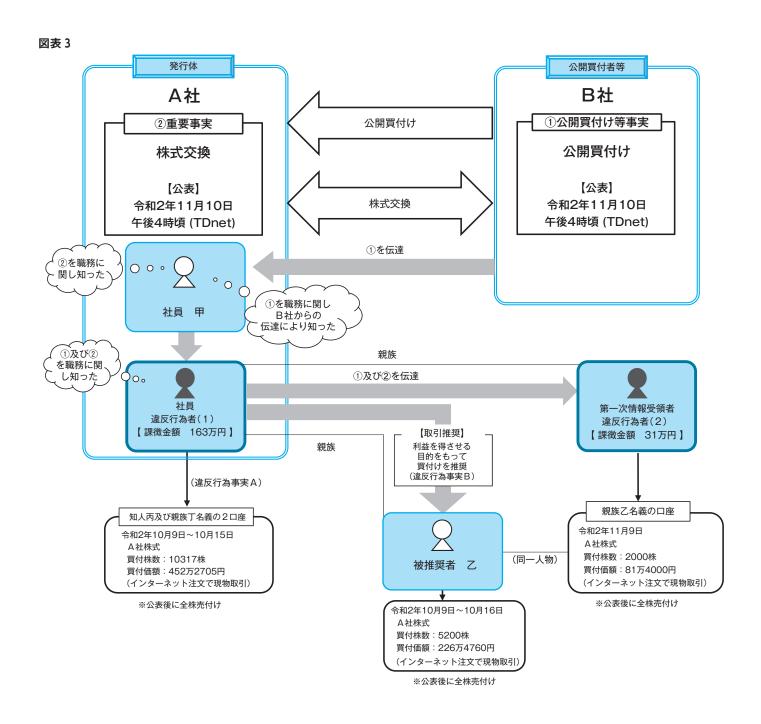
本節では、重要事実として「公開買付 け」、「株式交換」を適用し、また、取引推 奨行為を認定したインサイダー取引事例 を紹介する。

また、その他の事例や本事例を含めた インサイダー取引各事例に係る重要事 実等の決定機関・決定時期、重要事実 等を知った経緯については、証券監視委 ウェブサイトに掲載している事例集をご覧 いただきたい。

https://www.fsa.go.jp/sesc/ jirei/torichou/20230630.html

【事例の概要(次頁の図表3参照)】 本件は、

- 上場会社A社の社員(違反行為者 (1)) が、その職務に関し、①A社の社員 甲がその職務に関しB社からの伝達に より知った、B社がA社株式の公開買 付けを行うことについての決定をした 旨の公開買付けの実施に関する事実 (以下「公開買付け等事実 | という。) 及び②A社がB社を完全親会社とし、 A社を完全子会社とする株式交換を 行う決定をした旨の事実(以下「重要 事実」という。)を知りながら、これらの 公表前に、
 - ・ 借名口座によりA社株式を買い付 け(図表3の「違反行為事実A」)、
 - 親族である乙(被推奨者)に対し、 A社株式の買付けをさせることにより 同人に利益を得させる目的をもって、 同株式の買付けを推奨し、推奨を受 けた乙が、これらの公表前に同株式 を買い付け(図表3の「違反行為事 実B |)、
- 違反行為者(2)は、A社に勤務してい た社員(違反行為者(1))から、同人が その職務に関し知った公開買付け等



事実及び重要事実の伝達を受けながら、これらの公表前に借名口座によりA 社株式の買付けを行った

という、2名による3つの違反行為が行われた事例である。

【事例の特色等】

本件は、公開買付けの被買付企業であり、かつ株式交換に係る株式の発行体企業でもあるA社の社員によるインサイ

ダー取引及び取引推奨並びにその親族 によるインサイダー取引の事例である。

当該社員は、自己の立場に基づいて知り得た情報を悪用して違反行為に及んだもので、悪質性の高い事例である。

また、本件ではいずれの違反行為者も 借名取引を行っているが、証券監視委 は、口座名義人のみならず、その他の関 係者に対しても幅広い調査を実施してい ることから、他人名義の口座が用いられた としても、真の取引者を容易に把握することが可能である。

6 監視委コラム

今般の事例集においては、「監視委コ ラム」として10のテーマについて掲載し、 その内容をより一層充実させた。本稿で は、その中から「1 違反行為は見逃さな い~少額取引・他人名義取引でも発 覚~ | 及び「8 インサイダー情報の伝達 等が行われやすい場面 ~会食の場では | 券監視委ウェブサイトに掲載している事 | 1. 違反行為は見逃さない ~少額取

いつもより注意が必要!~」を紹介する。 他のコラムも読者に関心があると思われ る題材を取り上げたものであるので、証

例集を是非ご覧いただきたい。

今般の事例集で「監視委コラム」として 取り上げたテーマ



1 違反行為は見逃さない ~少額取引・他人名義取引でも発覚~

証券監視委は、これまでに、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず多数の課徴金勧告を行っています。また、借名 口座を用いたインサイダー取引や複数の証券口座を用いた相場操縦行為についても多数の勧告を行っています。

しかしながら、依然として、自身の違反行為が発覚することはないと安易に考え、確信的又は出来心で違反行為に及ぶ 者が後を絶たない状況が見受けられます。

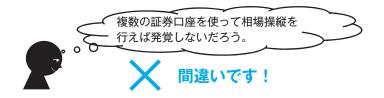
証券監視委は、常に市場を監視しており、違反行為が見逃されることはありません。

インサイダー取引で勧告を受けた違反行為者に見られた認識



- ▶ 証券監視委は、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず幅広く取引を監視しており、少額の取引で あっても課徴金調査の対象となります。
- 証券監視委は、口座名義人のみならず、その他の関係者に対しても幅広い調査を実施しており、他人名 義の証券口座が用いられたとしても、真の取引者を容易に把握することが可能です。

相場操縦行為で勧告を受けた違反行為者に見られた認識



証券監視委は、取引所や証券会社等市場関係者と連携して常に市場を監視しており、自己名義の複数 の証券口座や他人名義の証券口座を用いて相場操縦を行ったとしても、売買データを詳細に分析する ことにより、問題のある取引を行った者を早期に特定することが可能です。



8 インサイダー情報の伝達等が行われやすい場面 ~会食の場ではいつもより注意が必要!~

以下の表は、平成30年度から令和4年度におけるインサイダー取引による課徴金勧告事案について、インサイダー情 報の伝達者(取引推奨者)と情報受領者(被推奨者)との関係性ごとに、伝達や推奨(以下「伝達等」といいます。)が行 われた場面の割合を示したものです。

友人・同僚、取引先、知人等は、いずれも「会食」が最も多くなっています。

過去の事例では、上場会社の役職員が、

- ・久しぶりに会った同級生との会食で近況報告として仕事の話をした際
- ・同僚との飲み会でお互いの仕事の状況を話した際
- ・取引先から接待を受けているときに自社の財務状況の話をした際
- ・元上司との会食で仕事の話をした際
- ・交際相手や好意を寄せている相手との会食で仕事の話をした際

など、飲食を伴う会食の場での伝達等が多くあります。

気心の知れた人との会食の場では、普段は話さないようなことでも、つい気が緩んでしまい、思わず言ってはいけないこと まで言ってしまうということもあるのかもしれません。

インサイダー情報を伝えたつもりはなくても、その情報を聞いた者が、その情報を基に取引を行えば、インサイダー取引に 該当する可能性があり、証券監視委の調査対象となり得ます。

気の緩みとは言え、インサイダー情報を伝えてしまうと、その結果、違反行為を招いてしまうことにもなり得ますので、上場 会社の役職員等、インサイダー情報に接する立場にある者は、常日頃から情報管理の重要性を意識することが必要です。

関係性	伝達等の場面	割合		
	会食	55%		
友人·同僚	職場	27%		
	電話・メール	18%		
Ho 214-	会食	80%		
】 取引先	職場	20%		

関係性	伝達等の場面	割合
	会食	69%
知人等	電話・メール	15%
	自宅	8%
☆日+ /⊂	自宅	80%
親族	電話・メール	20%

引・他人名義取引でも発覚~

- 2. 再度の違反行為は課徴金額が1.5 倍~課徴金額が1.5倍となった相場 操縦の勧告はこれまでに6件~
- 3. 取引推奨規制違反について~イ ンサイダー情報自体を伝えなくても、 それを使った取引推奨行為は違反で す!~
- 4. インサイダー取引後の状況 ~イン | 7. 情報管理の重要性について改めて サイダー取引により失うもの~
- 5. 勧告件数が最も多いのは、公開買 付け事案 ~公開買付けで気をつける べきことは~
- 6. 重要事実等の決定・発生から公表 までの日数 ~情報管理に一層の注意 を~
- 認識を! ~不用意な発言が法令違反 のきっかけに~
- 8. インサイダー情報の伝達等が行わ れやすい場面 ~会食の場ではいつも より注意が必要!~
- 9. 第一次情報受領者について~会 社関係者以外の人からの情報でもイ

ンサイダー取引となる場合も~

10. 長期国債先物取引による相場操縦 ~オプションと先物の市場をまたぐ違 反行為~

おわりに

証券監視委としては、不公正取引の未 然防止という観点から、事例集を、

- ① 重要事実等の発生源となる上場会 社等におけるインサイダー取引管理態 勢の一層の充実
- ② 公開買付け等企業再編の当事者か

らフィナンシャル・アドバイザリー業務等 を受託する証券会社・投資銀行等に おける重要事実等の情報管理の徹底

③ 証券市場のゲートキーパーとしての 役割を担う証券会社における適正な 売買審査の実施

のためにそれぞれ役立てていただくことを 期待するものである。

また、一般投資家におかれても、不公 正取引の疑いがある場合には、証券監 視委による調査等の対象となり、法令違 反が認められた場合には課徴金が課さ れることを十分にご理解いただければ幸 いである。

事例集が活用されることにより、すべて の市場利用者による自己規律の強化、市 場の公正性・透明性の確保及び投資者 保護につながることを強く期待するもので ある。

*必須研修科目「職業倫理」研修 教材

> J 0 1 0 1 7 2 教材コード



→ 研修コード 1 0 0 1 履修単位 0.5 単位